

名古屋議定書第3回締約国会合（NP-MOP3）

名古屋議定書第10条 地球規模の多数国間利益配分の仕組み (議題19)

平成30年12月21日（金）

JBA会議室

(一財) バイオインダストリー協会 野崎恵子

NP-MOP3の議題

- ▶ 議題 5 : 遵守委員会報告(第30条)
- ▶ 議題 6 : 議定書の管理と信託基金の予算
- ▶ 議題 7 : 議定書の有効性の評価及び再検討(第31条)
- ▶ 議題 8 : 資金供与の仕組みと資金 (第25条)
- ▶ 議題 9 : 能力構築と能力開発を支援するための措置 (第22条)
- ▶ 議題10 : ABSクリアリングハウスと情報共有 (第14条)
- ▶ 議題11 : モニタリング及び報告(第29条)
- ▶ 議題12 : 遺伝資源と遺伝資源に関連する伝統的知識の重要性を啓発する措置
- ▶ 議題13 : 条約とその議定書の下でのABSに関する規定の統合の強化
- ▶ 議題14 : 他の国際機関、条約及びイニシアティブとの協力
- ▶ 議題15 : 構造とプロセスの有効性の再検討
- ▶ 議題16 : 生物多様性戦略計画2011-2020のフォローアップ準備
- ▶ 議題17 : 遺伝資源に関するデジタル配列情報
- ▶ 議題18 : 名古屋議定書第4条4項に記載される特別なABSに関する国際文書
- ▶ **議題19 : 地球規模の多国間利益配分の仕組み**

地球規模の多数国間利益配分の仕組み <条文>

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

<条文>

締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、**国境を越えた状態で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないもの**の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、**地球規模の多数国間の利益配分の仕組みの必要性及び態様について検討する**。遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用者がこの仕組みを通じて配分する利益は、生物の多様性の保全及びその公正要素の持続可能な利用を地球的規模で支援するために利用される。

- CBDの規定（名古屋議定書第3条「適用範囲」）：各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う（第15条1項）→ 2国間アプローチ
- 名古屋議定書の規定：同一のGR又はTKが2以上の締約国の領域内の生息域内において存在する場合には適宜協力するよう努めなければならない。（第11条）

地球規模の多数国間利益配分の仕組み〈経緯〉

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

- 名古屋議定書採択時に、事前の交渉なく、最終日の議長テキストに突如アフリカグループの主張によって盛りこまれた。
- COP11の決定XI/1B
オンラインディスカッション(2013.4.18-5.24)と専門家会合(2013.9.17-19)が開催された。
- COPMOP1の決定NP-1/10
関係者からの見解の提出、委託調査、専門家会合の開催
- COPMOP2の決定NP-2/10
暫定国別報告書に先住民等のTKに関する第10条に該当する情報を記載すること、関係者に対し第10条を進展させる見解の提出を求めること。
- 実施補助機関 (SBI2) においてNP-MOP3の勧告 (決定案) を採択→決定案 (CBD/NP-MOP/3/1/ADD2)
ブラケットがついた両論併記 (ブラケット部分は主にアフリカグループによる「態様に関して検討を始める」という主張に基づくもの)

《参考》 COPMOP2及びMOP2の状況： H29委託事業報告書p.108～150

地球規模の多数国間利益配分の仕組み <MOP-3の状況>

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

□ 会合の実施

全体会合 → コンタクトグループ 1 → コンタクトグループ 2 (non-paper)
→ 全体会合 (CRP) → 全体会合 (L-paper) → 決定

□ 各国のポジション

- **アフリカグループ、LMMC** (Like-minded Mega diversity Countries) (マレーシア、ブラジル、メキシコ、フィリピン) : 制度は必要。ニーズについては明らかであるので、態様を検討すべき。(例としてDSI、植民地時代のもの、政治的な先住民問題)
- **先進国** (日本、スイス、EU、韓国) : まだ実施が不足している、まず実施をすべき。実施の為の能力構築(第22条)で対応。まだ必要性(ケース)について特定されていない。
- **その他** その他の南米諸国 : 主権的権利を侵害しない。インド : 必要性について検討(原産国が特定できないケースはある)

地球規模の多数国間利益配分の仕組み <MOP-3の決定>

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

パラグラフ4.(各国、IPLCs、各組織に向けた情報提供の要請)

- a. なぜその事例が名古屋議定書において設定された2国間アプローチでカバーされないのかの説明と共に、GMBSMに関する必要性をサポートする可能性のある特定の事例に関する情報
- b. それら事例を扱うための、GMBSMを通じたものを含み、可能な態様の選択肢

パラグラフ5.(事務局長への要請)

- a. 可能な資源に基づき、遺伝資源と遺伝資源に関する伝統的知識が国境を越えて存在する場合、もしくはPICが付与、または取得することができない状況である場合の事例を特定するための、ピアレビュー（付きの）調査を委託すること

パラグラフ6. (SBIのマンデート)

SBIは情報をもとに、(a)あるならば事例の特定、(b)事例が特定できた場合には、それらを取り扱うことができるGMBSMを含む選択肢の特定について検討し、NP-MOP4に向けた勧告を作成すること

地球規模の多数国間利益配分の仕組み（私見）

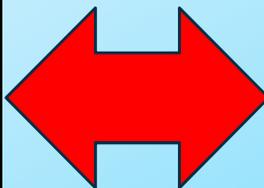
(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

《アフリカグループ、LMMC》

ひたすら制度の設置を目指す。

1. アフリカグループの悲願：
過去に海外に移転してしまった遺伝資源
（コレクション）から利益配分
ただし、条約は締約国の合意なしに過去
に遡及はできないので直接その主張は不可
だが・・・

2. DSIからの利益配分



《先進国》

検討することは合意事項なので、
議論は続ける。
必要性が特定すれば対応せざるを得ない。

・進捗が必要・過去に実施した調査等、
同じ事はできない

→議論を継続していくための知恵が必要

地球規模の多数国間利益配分の仕組み（私見：今後）

(GLOBAL MULTILATERAL BENEFIT-SHARING MECHANISM: GMBSM)

＜今後の課題＞（現在の主張は継続しつつ）

- ピアレビュー調査への意見提出、提出された見解や事例に対する反証
- 事例の特定
- 事例が特定された場合の、態様の選択肢（GMBSM）
- 事例が特定されない場合には、次のステップの腹案検討
- DSI及び先住民等のTKの問題とのリンクに留意
- 他の議題へのGMBSMの仕込みに注意
- 他の国際機関、プロセスの状況に留意



正念場は延々と続く。しかし、一度制度を作ったら、自国の法令も策定しないまま、対応できないもの、コレクションから得た試料の新規利用など、様々な事象が入ってくる可能性が高いので、頑張るしかない。